

■ 事業継続経営支援事業 申請の手引き

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、売上が20%以上減少し、かつ賃貸借契約を締結した市内の建物を借り受けて事業を営む事業者等に家賃相当額の給付金を交付します。

Ⅰ 店舗につき月額最大5万円を6ヶ月間

■ 要件

- 対象者：次の①～④のすべての要件を満たす事業者等
- ①賃貸借契約を締結した市内の建物を借り受けて事業を営む事業者
- ②下記のア又はイのいずれかに該当する事業者
 - ア.令和2年3月から12月までのいずれかの月の売上が前年同月比20%以上減少していること。
 - イ.令和3年1月から9月までのいずれかの月の売上が前々年同月比20%以上減少していること。
- ③引き続き市内で事業を営む意思のある事業者
- ④暴力団等に関与していない

■ 申請期間

令和3年10月1日（金曜日）から令和3年12月28日（火曜日）まで

■ 添付書類

揃っているかチェックしましょう

- ①法人の場合は、登記事項証明書の写し。個人事業主の場合は、前年の確定申告書の写し
- ②要件の中の②に規定する売上額が減少したことが確認できる書類の写し
- ③家賃の額が分かる賃貸借契約書の写し及び申請日の直近の家賃の支払いを証明する書類の写し
- ④振込先の通帳の写し等／通帳の表と1ページ目〔銀行名・支店名・フリガナが記載されたページ〕
- ⑤前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

■ 申請方法

ア. 郵送または持参先

〒845-8511 小城市三日月町長神田 2312-2（東館1階） 小城市役所商工観光課

【注意事項】

- FAXは文字が読めなくなる場合があるので使用しないでください。
コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力よろしくお願いします。

■ 問合せ

小城市商工観光課 電話：0952-37-6129 メール：shoukoukankou@city.ogi.lg.jp

◆ Q & A

◇事業の対象者について

Q 1. この事業の対象者は。

A 1. 市内に店舗を借りて事業を営んでおられる方としています。業種は、問いません。

Q 2. 個人、法人問わず対象とされているのか。

A 2. 個人、法人は問いません。

◇店舗兼住宅について

Q 3. 店舗兼住宅についても、対象とするのですか。

A 3. 店舗兼住宅の方も対象とします。ただし、面積按分により店舗部分のみ算出し、対象にした
いと考えています。

※算出できない場合は、個別に算出の根拠となる内容を聞き取りして、決定します。

Q 4. 便所や洗面部分等の取り扱いはどうなるのですか。

A 4. 基本的には、自宅における生活必需の場と捉え、除外したいと考えております。ただし、便
所数が複数それぞれに設置されている場合は、その状況の聞き取りを行い対応したいと思
います。

◇「R 月売上額」について

Q 5. 令和2年10月に起業したばかりで前年又は前々年同月比の売上額が出せない

A 5. 起業月から比較する月の前月までの売上額の平均売上額で代えることができます。

令和3年4月で比較する場合

<例> 令和2年11月～令和3年3月の売上額÷月数=B

※10月が1か月間営業をしていない（オープンが10日だった、など）は10月を除
いて算出しても可。

◇通帳の写しについて

Q 6. どこをコピーしたらいいのですか。

A 6. ①通帳の表 ②通帳を開いた1ページ目 のコピーを提出してください。

Q 6. なぜ通帳のコピーが必要なのですか。申請書に記入するだけではダメなのですか。

A 7. 記入に間違いがあると振り込みがかなり遅れてしまいます。迅速に振り込むための確認資料
になりますので提出をお願いします。